

ご契約者様 各位

2023年10月吉日

しんきんリース株式会社

リース契約等に係るインボイス制度への対応に関するご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件、令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されております。これに伴い弊社のリース契約等に係るインボイス制度への対応について、下記の通りご案内致します。

今後とも、引き続きご愛顧賜ります様お願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社の適格請求書発行事業者登録番号

【T6010401013073】

2. 弊社では、リース契約の検収当初に発行する「お支払明細表」に、適格請求書発行事業者登録番号の記載等インボイスの要件を満たしたうえで交付させていただきます。

以下の内容をご確認の上、インボイスとして保管をお願い致します。

①ファイナンス・リース契約（注1）及び割賦契約

弊社が取り扱う通常の初回リース契約及び割賦契約が主に該当します。

検収日に資産の譲渡があったものとされる為、「お支払明細表」にリース料（割賦金）及び消費税の総額を記載する事によりインボイスとしております。

インボイス制度が開始される2023年10月1日以降に検収する契約が対象になります。

②オペレーティング・リース契約（注2）（再リース契約を含む）

弊社が取り扱う再リース契約が主に該当します。

資産の貸付けとされリース期間の経過に伴い、当該期間に応じた資産の譲渡（資産の貸付け）が行われると解される為、「お支払明細表」に各お支払い回ごとのリース料及び消費税額を記載しております。

検収日又はお支払日が2023年10月1日以降にかかる契約が対象になります。

3. 2023年9月30日までに開始したリース契約について

① ファイナンス・リース契約（注1）及び割賦契約

検収日が2023年9月30日以前のファイナンス契約は、上記の通りインボイス制度が開始される前に資産の譲渡が行われているとされる為、分割控除を継続している場合は、2023年10月1日以降のお支払いについてもインボイスの交付を受けることなく、引き続きリース料に係る消費税の仕入控除が可能です。

従って弊社では、2023年10月1日以降に検収する契約からインボイスとしての「お支払明細表」を交付させていただきます。

② オペレーティング・リース契約（注2）（再リース契約を含む）

上記の通りオペレーティング・リース契約は資産の貸付けとされ、リース期間の経過に伴い資産の貸付けが行われると解される為、検収日が2023年9月30日以前であっても2023年10月1日以降のお支払いについては、インボイスの交付を受ける必要があります。

従って弊社では、お支払日が2023年10月1日以降にかかる契約については、既に「お支払明細表」を交付している契約についても、改めてインボイスの要件を満たした「お支払明細表」を交付させていただきます。

- (注1) ファイナンス・リース契約
「ノン・キャンセラブル」(*1) 及び「フルペイアウト」(*2) の要件を満たす
リース取引が該当します。
(*1) 「ノン・キャンセラブル」とは、中途解約不可又はこれに準ずるものをい
います。
(*2) 「フルペイアウト」とは、借借人がリース資産からもたらされる経済的な
利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ず
る費用を実質的に負担すべきこととされているものをいいます。

- (注2) オペレーティング・リース契約
ファイナンス・リース契約以外のリース契約

尚、ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

しんきんリース株式会社 経理部 佐藤・島谷・斉藤
TEL 03-3502-3737
FAX 03-3502-3735